平成２９年（フ）第２１９号
埼玉県入間市高倉４丁目３番　19―201号
債務者　小松ヤイ子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４号
北海道留萌市沖見町５丁目63番地の１　あかしあ１号棟18
債務者　初貝久美子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２９年（フ）第５号
北海道留萌市錦町１丁目１番19―203号　公営住宅
債務者　角浦　朋子（旧姓植松）
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２９年（フ）第１１号
宮城県登米市米山町字桜岡今泉281番地
債務者　豊澤　ふく
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２９年（フ）第１３号
宮城県登米市津山町柳津字入土43番地１
債務者　佐々木正勝
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２９年（フ）第２２号
福島県会津若松市七日町６番19号陽行ハイムシティ２階203号、前住所福島県喜多方市豊川町米室字綾金161番地
債務者　佐藤　章一
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第３０号
福島県喜多方市熱塩加納町山田字道西３番地12、前住所福島県郡山市安積町荒井字年柄１番地の156　フレグランス渡辺Ｃ―101号
債務者　板橋のぞみ
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第１３６号
埼玉県八潮市大字二丁目232番地２　ガーデン・カルム203
債務者　高江洲　敬
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１４６号
埼玉県八潮市大字二丁目148番地　エクレール八潮206
債務者　羽賀　雄一
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２１６号
埼玉県吉川市木売３丁目２番地13　飯田マンション307号
債務者　古市　民雄
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２５７号
埼玉県草加市金明町186番地９　ベルソーネ草加101号
債務者　大森　好一
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
埼玉県熊谷市上之337番地35
債務者　中野　洋子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２１号
新潟県加茂市大字天神林2385番地１
債務者　村越　久剛
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第２２号
新潟県加茂市大字天神林2385番地１
債務者　村越日出夫
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第５６１号
名古屋市瑞穂区内浜町34番９号　宝交通㈱寮
債務者　濱千代清志
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９８号
愛知県一宮市猿海道２丁目17番12号　スタジオーネ　リーヴァＢ202
債務者　青木　拓哉
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１７号
京都府宮津市字外側2526番地の７　外側団地２－３号
債務者　大原　明美
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
京都地方裁判所宮津支部